

四国中央市公営企業公募型指名競争入札実施要綱

平成21年9月17日

告示第161号

(趣旨)

第1条 この告示は、公営企業が発注する工事の入札、契約における透明性、競争性を高めるため、公募型指名競争入札（以下「公募型入札」という。）を実施するにあたり、四国中央市公営企業契約規程（平成19年四国中央市告示第117号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型入札の対象工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格の工事を公募型入札に付するものとする。ただし、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 5,000万円未満
- (2) 建築一式工事 7,000万円未満

(入札参加資格)

第3条 公募型入札に参加することができる者は、四国中央市建設工事入札参加有資格業者名簿に登録されている者で、次の各号に掲げる事項について対象工事ごとに定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 本店又は営業所の所在地（別表）
- (2) 対象工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可区分
- (3) 四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（平成21年四国中央市告示第126号）によりなされた等級格付け
- (4) 市又は公営企業の指名実績
- (5) 過去の同種工事の施工実績
- (6) 市又は公営企業における工事成績要件
- (7) 配置予定技術者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と定める事項

(入札公告等)

第4条 管理者は、第2条の規定により公募型入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事概要、工期及び入札参加資格条件等を記載した入札公告を、四国中央市公式ホームページ及び契約担当課において公表する。

(入札参加資格条件の審査及び確認)

第5条 公募型入札における入札参加資格の審査は、入札書の開札後に行う事後審査型とし、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たす一の者が確認できるまで行うものとする。

(入札の申込み)

第6条 入札参加者は、指定する期日までに、別に定める入札参加資格審査申請書に、公告で提出を求めた書類及び入札書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、正当な理由なく当該入札を辞退することができない。

(入札参加者の選定及び決定)

第8条 管理者は、第6条の規定による申込みがあった者のうちから指名業者を選定する。

2 管理者は、前項の規定による選定において選定されなかった者に対し、指名しない旨通知する。

(入札の執行延期等)

第9条 管理者は、規程第8条第2項に規定するもののほか、入札参加者が2者に満たない場合は、入札を延期し、若しくは中止し、又は取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、当分の間、入札参加者が2者に満たない場合でも入札を執行するものとする。

(無断使用の禁止)

第10条 管理者は、入札参加者から提出された資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四国中央市水道局公募型指名競争入札実施要綱及び第2条の規定による改正後の四国中央市水道局一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告する入札執行分について適用し、同日前に公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月30日告示第87号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

発注地区一覧表

地 域	地 区
川之江	川之江町 金生町 上分町 妻鳥町 川滝町 下川町 金田町 柴生町
三島	上柏町 下柏町 村松町 三島朝日 三島宮川 三島中央 三島金子 中曽根町 中之庄町 具定町 寒川町 豊岡町
土居	小富士 長津 土居 関川 土居北
新宮	新宮町

備考 各業者は当該年度対象の「建設工事請負業者格付表（市内業者）」に示す「地区」に属するものとする。